

令和7年9月10日 美郷町農業委員会会議録

令和7年9月10日午前9時00分農業委員会総会を美郷町役場に招集した。

1. 出席委員は、次のとおり

| | | | |
|----|---------|-----|---------|
| 1番 | 佐々木 定 廣 | 9番 | 高 橋 一 平 |
| 2番 | 継 田 竜 也 | 10番 | 深 沢 靖 |
| 3番 | 高 橋 広 樹 | 11番 | 齋 藤 美由木 |
| 4番 | 奥 山 秀 治 | 12番 | 高 橋 国 広 |
| 5番 | 小 西 嘉 之 | 14番 | 加 藤 堅之助 |
| 6番 | 深 田 秋 彦 | 15番 | 高 橋 秀 行 |
| 7番 | 山 田 貞 子 | 16番 | 細 井 千代文 |
| 8番 | 高 橋 孝 人 | 17番 | 高 橋 正 尚 |

本会委員出席者 16名

2. 欠席委員は、次のとおり

| | | | |
|-----|---------|-----|----|
| 13番 | 佐々木 竜 孝 | 欠席者 | 1名 |
|-----|---------|-----|----|

1. 出席事務局職員

| | |
|-----------|-------|
| 局長 | 加藤 隆輝 |
| 農地調整班長 | 高橋 紗子 |
| 農地調整班上席主査 | 高橋 章浩 |

2. 会議事件は下記のとおり

- | | |
|-----|---|
| 第 1 | 議事録署名員の指名について |
| 第 2 | 議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 第 3 | 議案第30号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の策定について（要請） |
| 第 4 | 議案第31号 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）変更（案）に対する意見について |

会長 高橋 正尚 午前9時12分本委員会の閉会を告げた。

令和7年9月10日農業委員会総会会議録

| | | |
|------------|---|----------------------|
| 1. 日 | 時 | 令和7年9月10日 |
| 2. 場 | 所 | 美郷町役場特別会議室 |
| 3. 開 | 会 | 午前9時00分 |
| 4. 閉 | 会 | 午前9時12分 |
| 5. 議事録署名委員 | | 3番 高橋 広樹 4番 奥山 秀治 |

- 議長 それでは、ただ今から令和7年第9回農業委員会総会を開会いたします。ただ今の出席委員は、定足数に達しております。
お手元に配布してございます、議事日程に従い、会議を進めてまいります。
- 議長 日程第1、議事録署名委員は、委員会規則第18条第3項の規定により指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
- 【 「異議なし」との声あり 】
- 議長 ご異議なしと認めます。よって、議事録署名委員は、3番、高橋委員、4番、奥山委員を指名します。
- 議長 次に、日程第2、議案第29号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し議題とします。議案第29号について事務局より説明願います。
- 農地調整班長 【 議案第29号、申請番号68番から申請番号70番までについて議案書をもとに朗読、説明 】
- 所有権移転が3件です。
- 申請番号68番、六郷地区の田1筆、166m²、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。申請地は受人の所有する農地に隣接しており、以前から受人が耕作していましたが、渡人の相続登記が完了したことに伴い、今回農地法で売買するものです。売買価格は総額〇〇〇円です。
- 申請番号69番、六郷地区の畑1筆、100m²、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。申請地は受人の耕作地に隣接しているため、耕作の利便性から売買するものです。売買価格は総額〇〇〇円です。
- 申請番号70番、仙南地区の田1筆、759m²、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。合作地解消のためです。売買価格は10aあたり〇〇〇円です。
- 申請番号68番から申請番号70番までの3件の申請内容につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しておりませんので、許可要件を満たしているものと考えられます。以上です。

- 議長 議案第29号について事務局より説明が終わりました。
- 議長 それではこれより審議を行います。
- 申請番号68番から申請番号70番までについて質疑を行います。質疑ございませんか。
- 【「なし」との声あり】
- 議長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号68番から申請番号70番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。
- 【「異議なし」との声あり】
- 議長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号68番から申請番号70番までについては原案のとおり決しました。
- 議長 よって日程第2、議案第29号については原案のとおり許可決定いたします。
- 議長 次に、日程第3、議案第30号農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の策定について(要請)を上程し議題とします。議案第30号について事務局より説明願います。
- 農地調整班長 【議案第30号、申請番号411番から申請番号415番までについて議案書をもとに朗読、説明】
- 公社特例事業による所有権移転です。
- 以下2件の受人は公益社団法人秋田県農業公社で、公告予定日は9月30日です。
- 申請番号411番、千畠地区の田18筆、24,074m²、渡人は○○○さんです。渡人から秋田県農業公社を経由した後の購入予定者は、○○○さんです。渡人は高齢により農地を手放したく、近隣で耕作している受人へ売買するものです。売買価格は総額○○○円です。
- 申請番号412番、六郷地区の田1筆、488m²、渡人は○○○さんです。渡人から秋田県農業公社を経由した後の購入予定者は、○○○さんで、合作地解消のため売買するものです。売買価格は10aあたり○○○円です。
- 以下2件は、6月総会で所有者から秋田県農業公社へ売買した案件です。
- 渡人は公益社団法人秋田県農業公社で、公告予定日は9月30日です。
- 申請番号413番、六郷地区の田6筆、6,749m²、受人は○○○さんです。売買価格は10aあたり○○○円です。
- 申請番号414番、六郷地区の田3筆、2,845m²、受人は○○○さんです。売買価格は総額○○○円です。
- 続きまして、貸借権移転です。
- 契約期間は、現在の契約の残存期間となります。
- 申請番号415番、仙南地区の田1筆、1,978m²、渡人は○○○さん、受人は○○○さん、所有者は○○○さんです。賃借料はありません。
- 当該地はこれまでの受人の自宅から遠く、耕作不便になっていたため、権利移転するものです。
- 申請番号411番から申請番号415番までの5件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているも

のと考えられます。以上です。

●議長 議案第30号について、事務局より説明が終わりました。

●議長 それでは、これより審議を行います。

申請番号411番から申請番号415番までについてですが、本人案件がありますので、まずは、申請番号411番から申請番号413番までについて、質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」との声あり】

●議長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号411番から申請番号413番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」との声あり】

●議長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号411番から申請番号413番までについては原案のとおり決しました。

●議長 次に、申請番号414番についてですが、本人案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、○番委員の退席を求めます。

○番委員 退席 午前9時03分

●議長 それでは、申請番号414番について質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」との声あり】

●議長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号414番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」との声あり】

●議長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号414番については原案のとおり決しました。○番委員の着席を求めます。

○番委員 着席 午前9時04分

●議長 次に、申請番号415番について質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」との声あり】

●議長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号415番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」との声あり】

●議長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号415番については原案のとおり決しました。

●議長 よって日程第3、議案第30号については原案のとおり許可決定いたします。

●議長 次に、日程第4、議案第31号地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）変更（案）に対する意見についてを上程し議題とします。

●議長 それでは、議案第31号について事務局より説明願います。

●農地調整班長 【議案第31号について議案書をもとに朗読、説明】

美郷町の地域計画は、本年3月に策定しております。この地域計画において、

農地転用に関するものは、事前変更が必要となっております。農振除外又は転用許可手続きの前に地域計画から申請地を除外することとなっております。

今回、地域計画の変更に関する申出がありましたのは、〇〇〇地区の2筆で、農振除外農地です。

航空防除用のヘリコプターやドローンの演習場に転用する予定のため、地域計画の区域から除外するものです。

地域計画の変更点につきましては、2ページの区域内の農用地等の面積、6ページ、7ページの扱い手に関する一覧に掲載されている、関係扱い手の経営面積の変更となっております。

集積や集約には支障のない規模の除外申出でありましたので、地域計画の達成には問題ないと判断しております。以上です。

●議長 議案第31号について、事務局より説明が終わりました。

●議長 それでは、これより審議を行います。

議案第31号について質疑を行います。質疑ございませんか。

14番委員 面積が3反歩ぐらいということで、まとまった農地の転用の見込みがあるということでしたが、転用の内容について説明をお願いします。

●農地調整班長 今回、農地転用をして、先ほどご説明いたしました演習場にしたいという申し出がありました。

現在83%の集積率であり、10年計画の目標とする集積率は85%であります、3反歩除外しても、全体的な農地計画の集積、集約には問題がないと判断しております。

今回、申請地を地域計画から除外しますと、来月以降、転用の申請が出される見込みとなります。

14番委員 集積の割合については問題がないということでしたが、3反歩くらいの農地となり大きな面積だと感じますので、転用自体問題はないのでしょうか。

事務局職員 先ほどの説明は、地域計画についてでしたが、転用の内容については、まだ転用の申請はされておらないため、この後、地域計画の変更の議決がなされた場合、転用の申請の方に話が進んでいくこととなります。

現在、事務局で転用の申請者から聞いている話では、国道沿いの建物を不動産屋さんが買ったそうです。その建物の西側、国道の反対側に隣接するこの農地をドローンの演習場とし、建物と建物の敷地、隣接する農地を併せて使いたいということでした。

転用について県に問い合わせしましたところ、すべてが農業用とは言えず、農業用施設としての転用とはならないとの回答をいただいております。

それ以外の許可要件を満たすとすれば、集落接続というところは満たしているのではないかと考えており、3反歩を超えますので、県の常設審議委員会に諮る案件となると見込まれます。

また、田の耕作で一部貸借契約があり、実際耕作されている方とは話がついており、関係機関ともお互い合意しているとのことです。

今のところ、事務局で把握している内容は、以上となります。

- 議長 よろしいでしょうか。
- 14番委員 わかりました。
- 議長 ほかに質疑ございませんか。
- 1番委員 転用した農地の利用者について、確認いたします。
- 事務局職員 美郷町内に営業所がある〇〇〇の関連会社が、一帯を利用し、事業を行うということになります。
- 議長 よろしいでしょうか。
- 1番委員 わかりました。
- 議長 ほかに質疑ございませんか。
- 【「なし」との声あり】
- 議長 質疑なしと認めます。それでは、議案第31号についての意見の答申ですが、妥当であると意見決定してもよろしいでしょうか。
- 【「異議なし」との声あり】
- 議長 ご異議なしと認めます。よって、日程第4、議案第31号については、妥当であるとの意見を附して答申いたします。
- 議長 以上で会議案件はすべて終了いたしました。
- 議長 これをもちまして、令和7年第9回農業委員会定例総会を閉会いたします。

会議終了 午前9時12分

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名します。

令和7年9月10日

美郷町農業委員会会長 高橋正尚

議事録署名委員 高橋広樹

議事録署名委員 奥山秀治